

～トピックス～

1. 最低賃金全国平均時給1,121円
2. 税務カレンダー（2025年11月、12月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

「真摯さはごまかせない」

ピーター・ドラッカー（経済学者）

※経営者100の言葉より引用

最低賃金全国平均時給1,121円

◆全国加重平均66円上げ過去最大

中央最低賃金審議会で賃金引き上げ額が全国加重平均は24年度実績から66円引き上げ時給1,121円で決まりました。現在の1,055円から上昇率6.2%と金額、率とも過去最大規模のアップです。引き上げは23年連続で、目安以上の引き上げがされて全ての都道府県で1,000円を超えています。

発効日は2025年10月ですが、今年は半分以上の府県は11月以降になります。

◆中小企業の経営には生産性の底上げが急務

中小企業者に対し日本商工会議所が2025年1月～2月に行った調査では、最賃上げ対策としては「設備投資等人件費以外のコスト削減」（39.6%）「残業時間・シフトの削減」（31.3%）となっていました。引き上げに見合う経営体力が伴わなければ、高い賃金を提示されても重荷となり人材採用、雇用維持ができず地域経済がしばむリスクもあります。

労働政策研究・研修機構が実施した調査では最も低いパート賃金が「最低賃金の10%以上上回る」と答えた企業は26.7%しかありません。社会保険料がかかり始める「106万円の壁」に達する人も増えていくでしょう。

最低賃金の近くで働くパートやアルバイトは多く、基

準となる金額の引き上げで社会保険料がかかり始める人が増えてきます。社会保険料の支払いを回避して働き控えをする人も一定数います。最低賃金の引き上げが人手不足に拍車をかけることにもなりかねません。

◆準備期間は限られている

例えば、最低賃金で1日8時間、21日働くパートの場合、 $1,055円 \times 8H \times 21日 = 177,240円$ だった月給が $1,121円 \times 8H \times 21日 = 188,328円$ となり、差額は月11,088円、年間で約13万円超の増加です。

ある飲食店の対応策例では、

- ・ピーク時間のみ勤務の「短時間勤務に」切り替え
- ・夕方以降の清掃を外注に切り替え
- ・接客業務のセルフ化、タブレットの活用
- ・売上げが少ないメニューの廃止 等

時給制社員の最賃改定後の賃金シミュレーション、人件費総額の影響試算、不採算業務の作業の洗い出しなどで作業の見直し等をしてみましょう。

記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

2025年11月の税務

11月10日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月17日

●所得税の予定納税額の減額申請

12月1日

●所得税の予定納税額の納付（第2期分）

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告

＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

2025年12月の税務

12月10日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月5日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与と所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与と所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

おススメ書籍のご紹介

休養ベスト100

科学的根拠に基づく戦略的に休むスキル

科学的根拠に基づく
戦略的に休むスキル

休養

ベスト100

加藤浩晃

「戦略的に休む力」が
あなたの武器になる。

「休むこと=投資」

最短で疲れを抜く休息法

ジャンル 健康・フィットネス

著者 加藤浩晃

出版社 日経BP

出版日 2025年06月16日

評点

総合 3.7	★★★★☆	明瞭性 4.0	★★★★★
革新性 3.0	★★★★☆	応用性 4.0	★★★★★

書籍要約サービス「フライヤー」の
詳細・お申込みはこちら



「最近なんだか疲れやすい」「しっかり寝たはずなのに、朝からだるい」——そんな感覚に心当たりのある人は多いだろう。もしかしたら、休んでいるつもりでも、実際には休養の質が伴っていないのかもしれない。

本書は、科学的根拠に基づく正しい休み方を100のトピックに分けて紹介する本だ。今すぐ試せるシンプルな方法から、習慣として取り入れたい生活改善のヒントまで、日常に応用しやすい知識が豊富に収められている。ストレッチ、入浴、朝散歩、腸活、リズム運動——よく知られた健康習慣の数々について、それらがなぜ効果的なのかを丁寧に解説している点が特徴だ。

著者の加藤浩晃氏は、眼科専門医として1500件以上の手術を執刀し、白内障手術器具や遠隔医療サービスを開発。厚生労働省医政局での勤務を経て、AI医療機器開発企業を共同創業し、現在は取締役副社長兼最高戦略責任者を務める。一橋ビジネススクールでMBAを取得するなど、医療・制度・ビジネスを横断的に経験し、複数の企業で顧問・アドバイザーとして活躍している。

本書は、慢性的な疲労に悩むビジネスパーソンや、自分の休み方を見直したい人にすすみたい一冊である。読むことで、心と体をラクにするコツが少しずつ身についていく。毎日のちょっとした習慣を変えるだけで、気づけば疲れにくくなっている——そんな変化を感じられるはずだ。

◆◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091